を「前項第一号中「前項の表の各号の中欄」とあるのは「前項の表の第三号の中欄」と、同項第二号中」に改め、同条第十三項中「第一項に」を「第一項の表の第三号の中欄に」に、「第一項中」を「同欄中」に、「第二項中「同項に規定する事項」を「同項中「掲げる事項の」に、「同項に規定する事項（第十三項に規定する半期代替書面に記載された事項を除く。）」を「掲げる事項（第十三項に規定する半期代替書面に記載された事項を除く。）の」に改める。

第二十五条第一項中「、同条第四項の規定の適用を受ける届出書及びその添付書類」を削り、「四半期報告書、半期報告書」を「半期報告書」に、「第五号及び第九号」を「第二号に掲げる発行登録追補書類及びその添付書類にあつては、当該発行登録追補書類に係る発行登録についての発行登録書及びその添付書類に係る当該経過する日、第四号及び第七号」に改め、「、四半期報告書の訂正報告書」を削り、「、四半期報告書又は」を「又は」に改め、同項第一号中「（同条第四項の規定の適用を受ける届出書及びその添付書類並びにこれらの訂正届出書を除く。）」を削り、同項第二号を削り、同項第三号中「発行登録が効力を失うまでの期間」を「五年」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号を同項第三号とし、同項第五号を同項第四号とし、同項第六号を同項第五号とし、同項第七号を削り、同項第八号中「三年」を「五年」に改め、同号を同項第六号とし、同項第九号中「第二十四条の四の八及び」を削り、「三年」を「五年」に改め、同号を同項第七号とし、同項第十号中「一年」を「五年」に改め、同号を同項第八号とし、同項第十一号を同項第九号とし、同項第十二号を同項第十号とし、同条第二項中「第十一号」を「第九号」に、「同項第十二号」に改め、同条第三項中「第二十四条の四の八第一項及び」、「第二十四条の四の七第五項」を削り、同条第四項中「第十号」を「第八号」に、「同項第十二号」を「同項第十号」に改め、同条第六項第三号中「、第二十四条の四の七第四項」を削る。

第二十七条中「第二十四条の四の八第一項及び」、「、第二十四条の四の七第六項から第十一項まで」及び「、第二十四条の四の七第六項及び第八項から第十一項まで」を削る。

第二十七条の三十の二中「第二十四条の四の八第二項及び」、「、第二十四条の四の七第四項」及び「第二十四条の四の八第一項及び」を削り、「、並びに」を「、及び」に改め、「、第二十四条の四の七第一項若しくは第二項（これらの規定を同条第三項（第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十七条において準用する場合を含む。）」を削る。

第二十七条の三十の六第一項中「第二十四条の四の八第一項及び」、「第二十四条の四の八第二項及び」及び「、第二十四条の四の七第五項」を削る。

第二十七条の三十の十中「第十一号」を「第九号」に、「同項第十二号」を「同項第十号」に改める。

第二十七条の三十二第一項中「第百八十五条の七第三十一項第五号」を「第百八十五条の七第三十一項第四号」に改める。

第二十七条の三十四中「第五号及び第九号」を「第四号及び第七号」に、「同項第十二号」を「同項第十号」に改める。

第二十九条の二第一項第六号中「について、」の下に「電子募集業務（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものにより第二条第八項第七号又は第八号に掲げる行為（政令で定めるものを除く。）を業として行うことをいう。以下この章において同じ。）又は」を加え、「第二条第八項第九号」を「同項第九号」に改め、同項第十二号を同項第十三号とし、同項第十一号を同項第十二号とし、同項第十号を同項第十一号とし、同項第九号の次に次の一号を加える。

十　貸付事業等権利（第二条第二項第三号から第六号までに掲げる権利のうち、当該権利に係る出資対象事業（当該権利を有する者が出資又は拠出をした金銭その他の財産を充てて行う事業をいう。第四十条の三の三において同じ。）が主として金銭の貸付けを行う事業であるものその他の政令で定めるものをいう。以下この章において同じ。）についての第二条第八項第七号から第九号までに掲げる行為を業として行う場合にあつては、その旨

第二十九条の四第一項第一号イ、ロ⑴及びハ並びに第二号ニ、ホ、ヘ⑴及びチ中「金融サービスの提供に関する法律」を「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に改める。

第二十九条の四の二第一項及び第七項中「第二十九条の四の二第十項」を「第二十九条の四の二第九項」に改め、同条第八項を削り、同条第九項を同条第八項とし、同条第十項中「、第七項及び前項」を「及び前二項」に改め、同項を同条第九項とする。

第二十九条の四の三第一項中「第二十九条の四の三第三項」を「第二十九条の四の三第四項」に改め、同条第二項中「。次項において同じ」を削り、同条第三項を削り、同条第四項中「第一項及び第二項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

第三十三条第三項中「又は投資助言・代理業若しくは有価証券等管理業務を」を「、投資助言・代理業を行う場合又は有価証券等管理業務を行う場合若しくはこれに準ずる場合として政令で定める行為を業として」に改める。

第三十三条の二に次の一号を加える。

五　前条第三項に規定する政令で定める行為

第三十三条の三第一項第五号中「について、」の下に「電子募集業務又は」を加え、同項第九号を同項第十号とし、同項第八号を同項第九号とし、同項第七号を同項第八号とし、同項第六号の次に次の一号を加える。

七　貸付事業等権利についての第二条第八項第七号から第九号までに掲げる行為を業として行う場合にあつては、その旨

第三十三条の五第一項第一号及び第二号中「金融サービスの提供に関する法律」を「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に改める。

第三十六条の見出しを「（顧客の利益の保護のための体制整備）」に改め、同条第一項を削り、同条第二項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「第二項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「第二項」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とする。

第三十六条の二の見出し中「掲示」を「掲示等」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　金融商品取引業者等は、内閣府令で定めるところにより、商号、名称又は氏名その他内閣府令で定める事項を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。第六十六条の八第二項において同じ。）により公衆の閲覧に供しなければならない。ただし、その事業の規模が著しく小さい場合その他の内閣府令で定める場合（その者が第二十九条の四の二第八項に規定する第一種少額電子募集取扱業者又は第二十九条の四の三第二項に規定する第二種少額電子募集取扱業者である場合を除く。）は、この限りでない。

第三十七条の三の見出し中「書面の交付」を「情報の提供等」に改め、同条第一項中「を記載した書面を交付しなければ」を「に係る情報を提供しなければ」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　金融商品取引業者等は、前項の規定による情報の提供を行うときは、顧客に対し、同項各号に掲げる事項（同項第五号及び第六号に掲げる事項その他内閣府令で定める事項を除く。）について、顧客の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品取引契約を締結しようとする目的（以下この項において「顧客属性」という。）に照らして、当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度により、説明をしなければならない。ただし、顧客属性に照らして、当該情報の提供のみで当該顧客が当該事項の内容を理解したことを適切な方法により確認した場合その他の内閣府令で定める場合は、この限りでない。

第三十七条の三第三項中「には」の下に「、内閣府令で定めるところにより」を加え、「書面」を「規定により提供する情報」に改める。